

労働基準関係法令違反に係る公表事案

徳島労働局

最終更新日：令和6年7月31日

| 企業・事業場名称     | 所在地       | 公表日       | 違反法条   | 事案概要   | その他参考事項     |
|--------------|-----------|-----------|--|--|-------------|
| MR 創建        | 香川県丸亀市    | R5. 9. 15 | 労働安全衛生法第23条<br>労働安全衛生規則第540条                 | 工事現場において、労働者が使用するための安全な通路を設けなかったもの             | R5. 9. 15送検 |
| (株) 鳶将組      | 徳島県阿南市    | R5. 11. 9 | 労働安全衛生法第14条<br>労働安全衛生規則第566条                 | 足場の組立て等作業主任者に要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視させていなかったもの     | R5. 11. 9送検 |
| (株) 原製作所     | 徳島県三好市    | R6. 1. 10 | 労働安全衛生法第22条<br>粉じん障害防止規則第27条                 | アーク溶接作業を行わせる労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなかったもの          | R6. 1. 10送検 |
| (株) もがみ      | 徳島県徳島市    | R6. 1. 19 | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第123条                 | 木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けず、木材加工作業を行わせたもの           | R6. 1. 19送検 |
| (株) 阿波すだち    | 徳島県阿波市    | R6. 5. 21 | 労働基準法第17条                                    | 労働することを条件に金銭を貸し付け、その前借金と賃金を相殺したもの              | R6. 5. 21送検 |
| (株) 四国物流サービス | 香川県丸亀市    | R6. 7. 1  | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生法第120条<br>労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの | R6. 7. 1送検  |
| 海部森林組合       | 徳島県海部郡海陽町 | R6. 7. 16 | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生法第120条<br>労働安全衛生規則第97条 | 4日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの | R6. 7. 16送検 |